

契約締結時の事務手続きについて

建設工事及び測量・設計業務委託を対象とする条件付き一般競争入札のほか、随意契約も含む全ての契約締結時において必要とする事務手続きについては、下記のとおりとします。

1. 建設工事

(1) 建設工事における現場代理人及び主任（監理）技術者の確認

監理技術者資格証の写し等（監理技術者資格証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等）により、現場代理人は、契約時点での直接的かつ恒常的な雇用関係に、主任（監理）技術者は、入札参加申請日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認する。

- ①現場代理人等通知書に監理技術者資格証等の写しを添付して提出すること。
- ②工事において主任（監理）技術者になることができることを証する資格者証等の写しを提出すること。実務経験による技術者を配置する場合は併せて「実務経験経歴書」の提出も義務付ける。

(2) 主任（監理）技術者の兼任状況の確認

コリンズ登録対象外（契約金額500万円未満）の工事も含めて兼任状況を確認するため、「主任技術者等兼任状況調」の提出を義務付ける。

(3) コリンズ（CORINS）の登録

契約金額（税込）が500万円以上の建設工事について登録を義務付ける。

(4) 建設業退職金共済証紙購入状況の確認

「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について」のとおりとする。

2. 測量・設計業務委託

(1) 測量・設計業務委託における主任技術者・管理技術者の確認

雇用保険被保険者証の写し等（雇用保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等）により、入札参加申請時に直接的な雇用関係にあることを確認する。

- ①現場代理人等通知書に雇用保険被保険者証等の写しを添付して提出すること。
- ②当該業務委託において求める資格等を証する資格者証等の写しを提出すること。
- ③主任技術者等兼任状況調の提出を行うこと。

(2) テクリス（TECRIS）の登録

契約金額（税込）が100万円以上の測量・設計業務委託（建築業務を除く）について登録を義務付ける。

（令和8年4月1日適用）